

第3期品川区地域福祉計画に対するご意見と区の考え方

ご意見(一部要約)	区の考え方
<p>1. 計画全般について</p> <p>視覚障害の方への配慮として、全ページにSPコードをつけてください。</p>	<p>本冊子には、本編、概要版いずれもSPコードにつけていきます。</p>
<p>「障害福祉計画・障害児福祉計画」でもそうでしたが、本計画の素案も難病に関する記載がほとんどありません。障害者総合支援法の対象疾病(難病)の患者も、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の対象になっていますので、そこも考慮して、難病患者の状況や、対策に関する記載を増やしてください。</p>	<p>難病について個別に記載していませんが、地域の中には様々な困難や生きづらさを抱えている人がいることと、そうした人も含めて地域で自分らしく暮らしていけるように計画全体で推進していきます。なお、難病患者の状況把握や、対策については個別の事業で対応してまいります。</p>
<p>2. 第1章について</p> <p>P7 3)情報のバリアフリーの推進</p> <p>素案には「平等な社会参加を可能にするためには、すべての人が必要なときに必要な情報を入手できることが重要です。高齢者や障害者、外国人など情報が届きづらいすべての人が品川区で安心して生活・活動することができるよう、誰もが情報を容易に入手できる環境整備に取り組んでいきます」とあります。現在、区公式サイト「障害のある方へ」のページや、「品川区 介護・在宅医療・障害福祉情報サイト」には、ホームヘルプや移動支援等を行なう事業所のリストが掲載されておらず、地域生活支援や在宅レスパイト等の利用料金は要綱に記載されたのみになっています。東京都が、都内在住の16～69歳の心身障害者を対象に平成24年に行なった、インターネット利用に関するアンケート調査でも、障害のある人の半数以上がインターネットを利用しており、特に視覚障害者と聴覚障害者は90%以上、肢体不自由者では80%以上の高利用率となっています。当事者以外でも、たとえば障害児の親にとって、忙しい中で区役所に直接出向いて質問したり、不在のことが多い担当者に何度も電話をかけるのは大変な手間です。障害者や家族にとって必要な情報ですので、ぜひ区公式サイトと「品川区 介護・在宅医療・障害福祉情報サイト」の両方に掲載してください。以上について、素案では、該当部分に具体策として「ホームページの情報充実やタイムリーな更新に努める」との記載を加えてください。</p>	<p>ご指摘のとおり、古い情報のままの掲載が散見されるため、新しい情報への更新に努めてまいります。区全体としても情報提供の充実を図ってまいります。</p>
<p>3. 第2章について</p> <p>P11 (2)世帯数の推移</p> <p>掲載のグラフは、目盛りの基点を0にしてください。総務省統計局の資料でも、「目盛りの基点(最下部)は0とする。下方を省略して、例えば20～、300～とするのは誤解を招くので避ける」としています。 https://www.stat.go.jp/teacher/dl/pdf/c2learn/materials/primary/10_2iii.pdf</p>	<p>ご指摘を受けて、修正いたします。</p>

ご意見(一部要約)	区の考え方
<p>P11 (3)高齢者のいる世帯数の推移 2015(平成27)年の全世帯数が、(2)のグラフの数値と異なっているようですが、なぜですか。1月1日現在の数値ではないからですか。</p>	<p>出典が「住民基本台帳」「国勢調査」とそれぞれ異なるため、数値が異なっております。ご了承ください。</p>
<p>P12 (4)高齢者人口等の状況 掲載のグラフには高齢者人口の表記がないため、本文にある「高齢者人口に対して18%程度の割合の人が要介護や要支援認定を受けて」がグラフからは読み取れません。P10の(1)掲載のグラフには高齢者人口の表記がありますが、P12の(4)のグラフと年度が一致していません。P12の(4)のグラフに、各年度の高齢者人口数を付記してはいかがですか。</p>	<p>統計の基準日が異なりますが、P.12の「地区別の高齢者人口・高齢化率」の品川区全体の高齢者人口(81,680人)と、「要介護度別認定者数」2017年度の総数(14,662人)により認定率を約18%と示しています。 なお、第七期品川区介護保険事業計画においても、今後の認定率の上昇が見込まれています。 ご意見のグラフへの付記については、既に数値を多く羅列しており余白がなく、掲載することにより読み取りづらくなることから、現状のままとさせていただきます。</p>
<p>P13 (6)出生率の推移 掲載のグラフは、目盛りの基点を0にしてください。総務省統計局の資料でも、「目盛りの基点(最下部)は0とする。下方を省略して、例えば20～、300～とするのは誤解を招くので避ける」としています。 https://www.stat.go.jp/teacher/dl/pdf/c2learn/materials/primary/10_2iii.pdf</p>	<p>ご指摘を受けて、修正いたします。</p>
<p>P13 「(5)障害者数の推移」のあとに、難病患者数の推移あるいは現況は入れないのでしょうか。難病(障害者総合支援法の対象疾病)の患者も、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の対象になっています。</p>	<p>難病について個別に記載していませんが、地域の中には様々な困難や生きづらさを抱えている人がいることと、そうした人も含めて地域で自分らしく暮らしていけるように計画全体で推進していきます。 難病患者数の推移等については、掲載する予定はございません。</p>

ご意見(一部要約)	区の考え方
<p>P22 3(1)4 地域貢献ポイントについて、区ホームページで検索したところ、掲載されていたのは以前の区報や要綱などのPDFがほとんどでした。この用語に限らず、区ホームページでの説明が不十分と思われるものが多々あります。情報提供の不備が普及の妨げになっているのではないのでしょうか。よく区は「公式サイトには載っていないが、区報に載せた」と説明しますが、区報とホームページでは情報伝達手段としての役割が違います。ニュースとしての役割は区報のほうが大きくても、あとから紙面で情報を探したりバックナンバーを当たったりするのは困難で、それはホームページでの情報掲載のほうが適しています。品川区の現状を見ていると、ホームページを軽視している感じがします。区のホームページ全体は変えられなくても、地域福祉に関係する職員の意識改革により、関係する情報の充実が可能になると思います。「平等な社会参加を可能にするためには、すべての人が必要なときに必要な情報を入手できることが重要です。高齢者や障害者、外国人など情報が届きづらいすべての人が品川区で安心して生活・活動することができるよう、誰もが情報を容易に入手できる環境整備に取り組んでいきます」とするならば、ホームページの改善も視野に入れてください。</p>	<p>ご指摘を受けて、ホームページの情報更新に努めてまいります。</p>
<p>4. 第3章について 具体策で、「～を検討していきます」「検討を進めています」というのが散見されます。今の子供たちが高齢者になる数十年後に向けた検討ならともかく、今後5年の方向性を決める計画の「具体策」として、「検討していく」「検討を進める」というのは少々違和感があります。「検討し、実施していく」などに改めてください。</p>	<p>ご指摘を受けて、該当箇所を検討し、文言を一部修正いたします。</p>
<p>具体策で、「～を行っています」「～しています」というのが散見されます。この表記だと、従来の継続で、新たな試みがなような印象を受けます。この場合、具体策に書くような新たなプランはないということでしょうか。</p>	<p>ご指摘を受けて、該当箇所を検討し、文言を一部修正いたします。</p>
<p>継続ではなく、新規となる施策や具体策などの場合は、その旨明記してください。</p>	<p>地域福祉を進めていくには、一定の継続性が大切だと考えております。新規事業も継続事業も合わせたうえで、5年間の重点項目と検討した内容を重点施策として表記しております。</p>
<p>事業や計画、協議会、研修、施策、ネットワークなどの名称などがたくさん出てきますが、どこの課が主導、あるいはどこの団体が受託しているのかがわかりません。本計画は、子ども・障害・高齢者などを横断的につないでいるため、担当部署が多岐にわたっているのも複雑な印象を与える原因と思われます。それを解決するため、それぞれの名称のあとにカッコ書きで、担当課や実施団体の名称を記載してください。この計画を読んで、さらに詳しい内容が知りたくても、このままではどこに問い合わせればよいのかわかりません。各担当課が責任をもって進めている事業や計画なので、ぜひ担当課の名称を記載してください。</p>	<p>ご意見のとおり、担当部署が多岐に渡っております。計画の推進においては、区全体で横断的に対応するため、担当課の掲載は予定しておりません。</p>

ご意見(一部要約)	区の考え方
<p>P30 方向性(1)【具体策】タイトル 「ダイバーシティ・インクルージョンの推進」ではなく、「ダイバーシティとインクルージョンの推進」ではないでしょうか。これ以外にも、具体策やコラムの名称がP27の表記と異なっているもの、抜けているものなどがあります。統一してはいかがでしょうか。</p>	<p>昨年12月の厚生委員会および策定委員会の資料では、ご意見のとおり資料となっておりますが、パブリックコメントの原稿では「ダイバーシティとインクルージョンの推進」に修正しております。</p>
<p>P31 2)【具体策】障害者差別解消法の普及啓発 「区では、区民一人ひとりが、障害および障害者への理解を深め、障害者への配慮や気配りができるように、品川区障害者差別解消法ハンドブックを作成し、国や都の刊行物とあわせて効果的に普及啓発を図っています」とありますが、資料は直接手に取って読む人が限られるため、ハンドブック作成や既存の刊行物の活用以外の、いわゆる資料頼りではない普及啓発の手段が望まれます。それについての具体策も講じて記載してください。</p>	<p>区報やホームページを活用して、継続して周知を図ってまいります。ご指摘を受けて、記載の文言についても追加修正いたします。</p>
<p>「障害者等への配慮の深化」では、障害者差別解消法ハンドブックによる普及啓発、おたがいさま運動の周知や理解促進を図るため、区立学校児童などを対象にして研修実施などが挙げられているが、「助けてあげる対象」「気の毒な人」といった偏見にもなりかねないため、事前に大人の側(先生や職員等)が障害者平等研修(DET)を受けていただきたくことを希望する。</p>	<p>児童へのおたがいさま運動の学習会については、先生や職員が講師をしているわけではなく、平成30年度は社会福祉士の有資格者を含む区社会福祉協議会の職員が講師となり実施しております。</p>
<p>P32 方向性(2)2) 「認知症は誰でもかかる可能性のある脳の病気です」とありますが、「脳の病気」という表現で問題ないでしょうか。病気というよりも、特有の症状や状態を表す言葉だと思のですが。</p>	<p>特有の症状や状態を表す言葉だということは認識しておりますが、区民の方に分かりやすく伝えるために、「脳の病気」という表現にしています。</p>
<p>P32 2)【具体策】 認知症サポーター養成事業について、素案では「地域の人たちが認知症について正しく理解し、認知症の人や家族が困ったときに手助けをしてくれると、認知症になっても安心して住み続けることができます。金融機関、スーパーマーケットなどの企業、町会・自治会、高齢者クラブ、区立学校などと連携し、幅広い職種や世代の認知症サポーター養成を進めています」としていますが、P15に「地域における支え合いの必要性は感じているものの、現在は仕事や家事・子育てなどで多忙である、健康に自信がないなどの理由から、地域の活動に参加していない人が多くいました」との記載もあり、すべての事業において「現在理由があってできていない人を、今後どうつなげていくか」の、より踏み込んだ具体策の検討が急務と思われまます。「情報や機会があれば活動してみたいと思っている人も一定割合いました」とあるのも、今までの周知方法では十分でなかったことのあらわれとも思われます。PDCAの評価と改善をきちんと行い、従来どおりの周知方法を繰り返すのではなく、さらなる工夫が必要と思われまます。それについてもご記載ください。</p>	<p>地域活動の参加者を増やしていくことは地域福祉における大変重要な継続課題だと認識しております。地域の方々との理解と協力が不可欠なものだと考えております。そのためには、一定の時間がかかるものだと思っておりますので、現在活動に参加いただいている方には継続して携わっていただけるように、また、新たな参加者を増やしていくことを引き続き検討してまいります。</p>

ご意見(一部要約)	区の考え方
<p>フレイルにならないように、雇用と予防が同時にできるような展開を期待する。 独居の方の孤食が気になる。今までつながりのないサークルや町会への参加はハードルが高い。定年退職者が働ける場所をつくることで、要介護になるまでの期間が延びるのではないか。食堂、ユースホステル、介護施設、住居が同じ建物内であれば、仕事もコミュニケーションもできるようになるので、そうした建物ができるとよい。</p>	<p>ご意見のとおり、区としても地域のつながりやボランティア活動、就業等によりフレイル予防につながると認識しております。 本計画においても、「誰もが役割を持ち、参画できる地域社会をつくる」ことを基本目標に掲げ、つどいの場やボランティア活動の拡充・周知により、気軽に参加できる環境の整備とともに、高齢者の就業を支援していきます。</p>
<p>P41 コラム 前ページに掲載されている、「支え愛活動会議」や「支え愛ひろば」についても記載してください。</p>	<p>ご指摘を受けて、P.40具体策の内容について、注釈を追記します。</p>
<p>P47 方向性(3)2 「高齢者や障害者等が、できるだけ長く社会とつながることにより、閉じこもりや孤立化を防止するため、様々な社会参加活動や就業の支援を実施しています」とありますが、「できるだけ長く」は高齢者向けの言い回しであり、障害者には適さないように思います。そもそも高齢者に対しても「できるだけ長く」が適切なのかどうかも含めてご検討ください。</p>	<p>ご指摘を受けて、修正いたします。</p>
<p>P47 方向性(3)2 この具体策の例には、障害者では地域生活支援事業の記載しかありません。東京都福祉保健局の資料によると、品川区は生活介護・機能訓練・生活訓練・就労移行・就労継続A・就労継続Bの合計定員数の人口1万人当たりの数が、23区でもっとも少ない結果になっています(人口1万人あたり19.2)。地域生活支援事業も大事ではありますが、「様々な社会参加活動や就業の支援」を掲げるのであれば、地域生活支援事業だけを具体策として取り上げるのではなく、この障害者の地域生活基盤整備の、23区で最も遅れた現状を改善するような具体策も記してください。</p>	<p>ご意見として承ります。 【地域福祉計画の位置付け】に基づき検討した結果、掲載する予定はございません。</p>
<p>P48 方向性(4)1【具体策】 「子ども若者応援フリースペースの開設」とありますが、「活用」等でなく「開設」としているということは、すでに1カ所開設しているものに加え、他にも開設を目指しているということでしょうか。つまり、品川区内に複数箇所の「子ども若者応援フリースペース」を展開していくということでしょうか。</p>	<p>現時点では、子ども若者応援フリースペースを拠点にしながら、居場所機能の充実と関係機関との連携強化を図ることが重要であると考えております。今後の展開につきましては、施設の利用状況や利用者のニーズを把握する中で検討してまいります。</p>

ご意見(一部要約)	区の考え方
<p>P48 方向性(4)1【具体策】 「子ども若者応援フリースペース」は非常に重要ですが、フリースペースにも行くことのできない重度のひきこもりの方もいます。保健所などで対応をしていることと思いますが、フリースペースへも来られない方に対してのアウトリーチについても具体策に記載してください。P60でアウトリーチについての記載がありますが、具体策として挙げられているのは認知症高齢者と精神障害者で、どちらにも当てはまらない人が「制度の狭間」に陥りがちです。フリースペースには通えないが精神障害者でもない、ひきこもりの方に対するアウトリーチの記載をお願いします。</p>	<p>「制度の狭間」については、大変重要なことだと認識しています。 本計画では、P.54に記載のとおり、相談者が複合的な問題を抱える場合等は、相談者の世帯全体の状況に応じて分野横断的に適切な調整や連携を図ってまいります。</p>
<p>P48 方向性(4)1【具体策】 品川区の適応指導教室「マイスクール五反田」「マイスクール八潮」では、発達障害への対応が十分にはできていないと聞いています。不登校になる背景のひとつとして(手帳の交付されないような軽度の)発達障害が言われている現状もふまえ、ぜひこれらの適応指導教室でも発達障害への対応が積極的・適切になされるよう、本計画の具体策に盛り込んでください。発達障害の影響で不登校になった子が、適応指導教室に通おうとしても、そこで発達障害への理解・対応が十分でないがためにまたそこへも通えず、本格的な不登校・ひきこもりにつながっていくようでは、せっかくの施策も逆効果になると思います。そういうことのないよう、適応指導教室の職員の障害理解・対応、またカリキュラム等についての見直しをお願いします。</p>	<p>ご意見として承ります。 【地域福祉計画の位置付け】に基づき検討した結果、掲載する予定はございません。</p>
<p>P48 方向性(4)2【具体策】 「子どものいる生活困窮家庭に、カウンセリングや家庭訪問を実施し、必要に応じ、適切な機関や事業を紹介します」とありますが、「適切な機関や事業」とは具体的に何を指しますか。また、カウンセリングや家庭訪問を実施しているのはどこの部署(または団体)ですか。</p>	<p>「カウンセリングと家庭訪問」は生活福祉課が所管しています。 必要に応じて、子ども手当や学習支援などの事業を紹介しています。</p>
<p>P50 方向性(5)2 「公共施設等におけるユニバーサルデザインやバリアフリーの推進」の一つとして、目下検討されているコミュニティバス導入について触れてください。</p>	<p>ご意見として承ります。 【地域福祉計画の位置付け】に基づき検討した結果、掲載する予定はございません。</p>
<p>「外出しやすいまちづくりを進めるために、「商店街の店先自転車放置」の課題に対応してほしい。 特に、武蔵小山商店街は店先放置自転車数が多く、店先の歩行の迷惑となっている。歩行者の中には、目が不自由な方、ベビーカーや車椅子の方などもおり、障害物(自転車)が行く手を阻み、衝突して事故につながることも考えられる。 一方、戸越銀座商店街にはほとんど自転車の店先放置は見当たらず、駅や商店街の各所に駐輪場が設けられ、ルールが守られていることが理由と思われる。 武蔵小山商店街だけでなく、区全体の商店街の「自転車駐車マナー」を取り上げていただきたい。</p>	<p>本計画では、「放置自転車防止の啓発活動」を記載しております。引き続き、鉄道事業者や町会等と協力・連携し、駅前・商店街での自転車等の放置禁止の働きかけによりルールとマナーの徹底を推進してまいります。 また、「商店街の店先自転車放置」については、重要な課題と認識しておりますので、ご意見として承ります。 なお、現在武蔵小山駅周辺地域の再開発が進められており、誰でも利用できる駐輪場の整備も予定しております。</p>

ご意見(一部要約)	区の考え方
<p>有事の際の避難時場所として、公園や公共施設の空間確保も必要であろうが、学校の校庭、公園のグラウンド、民間の空きスペースなどを有効活用し、駐輪場の設置を増やし、マナー違反の商店街の自転車駐車(放置)を取り締まってほしい。</p>	<p>ご意見として承ります。併せて、ルールとマナーの徹底を推進してまいります。</p>
<p>P51 方向性(5)4 「多様な外出の支援」身体的・精神的に一人では移動することに不安を抱える高齢者や障害者等が安心して外出できるよう、ソフト面で支援しています」とありますが、品川区では視覚障害者のガイドヘルパーの数がただでさえ足りない状況であるというのに、例年行われていた「同行援護従業者養成研修」が今年度は見送られるらしいと聞いています。大変由々しき事態であるので、ぜひ具体策に「同行援護のガイドヘルパーの養成とサービスの充実」を加えてください。</p>	<p>視覚障害者の外出支援については、大切な課題だと認識しております。区では、おたがいさま運動の普及啓発等によりまちなかで困っている人への声かけなどを推進していくこととして、現時点では掲載する予定はございません。</p>
<p>P51 方向性(5)4 「多様な外出の支援」身体的・精神的に一人では移動することに不安を抱える高齢者や障害者等が安心して外出できるよう、ソフト面で支援しています」とありますが、品川区では現状で行動援護に対応できる事業所がありません。今度「品川区障害児者総合支援施設」に入る事業所が行動援護を実施するという話もあり、それを機会に0が1になるのであれば、ぜひ具体策に「行動援護サービスの充実」を加えてください。</p>	<p>意見として承ります。専門性が高い課題であり、【地域福祉計画の位置付け】に基づき検討した結果、掲載する予定はございません。</p>
<p>P51 方向性(5)4 東京都福祉保健局の資料によると、品川区の移動支援の人口10万人当たりの実利用人数は、23区でずば抜けて少ない結果になっています(人口10万人あたり29.7人。23区平均では104.5人)。品川区の手帳所持者数は23区平均をやや下回る程度であり、移動支援の支給対象者が他区に比べて大幅に少ないわけではないのに、です。この理由として、①サービスの周知不足、②相談支援時の記載量and/or支給決定時の支給量の絞り込み、③移動支援の事業所およびヘルパー不足、が考えられます。「多様な外出の支援」身体的・精神的に一人では移動することに不安を抱える高齢者や障害者等が安心して外出できるよう、ソフト面で支援しています」とするのであれば、この問題を解決する具体策をぜひ計画に盛り込んでください。</p>	<p>ご意見として承ります。移動支援の重要性は認識しており、事業を進める中で検討してまいります。</p>
<p>P51 方向性(5)4 品川区の移動支援従業者養成研修は、NPO法人みらいが、区から委託を受けて行なっています。本研修の実施の周知は、区報で行ってはいるものの、NPO法人みらいのホームページでは、2017年の実施の案内のみで更新がされていません。掲載が少ないということは、インターネットで検索しても、情報にたどりつける確率が少なくなることを意味します。今後事業を委託をする団体には、養成研修実施の際は区報以外に、法人のホームページなどで可能な限り周知を行なうよう、団体にきちんと指示を出してください。また、開催直前に区報に情報が載るようでは、受講したくても予定が入っていて受けられない人も出てきます。情報は、早めに、多く載せることが肝心と思われれます。「身体的・精神的に一人では移動することに不安を抱える高齢者や障害者等が安心して外出できるよう、ソフト面で支援しています」とするのであれば、移動支援の従業者をより増やすため、PDCAにのっとり、周知の方法を今一度見直してください。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

ご意見(一部要約)	区の考え方
<p>P51 方向性(5)4 「身体的・精神的に一人では移動することに不安を抱える高齢者や障害者等が安心して外出できるよう、ソフト面で支援しています」とするのであれば、移動支援を就労継続Bなどの通所に利用できるようにしてください。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>P51 方向性(5)4 23区各区の、聴覚障害者一人当たりの手話通訳派遣者登録数を調べた資料によると、品川区は23区で二番目に少ない数値になっています。区主催の講演会等において手話通訳者を配置するのは、自治体として最低限実施すべき事項と思われま(公的機関の合理的配慮提供は法的義務)。計画ではそれにとどまらず、根本問題としての手話通訳者不足を改善するために、登録者数を増やす試みを計画に記載してください。</p>	<p>担い手を増やしていくことは大切な課題だと認識しています。ご指摘を受けて、文言を一部修正いたします。</p>
<p>20年前にダブルケア(認知症の親、発達障害の子)の状態 で混乱した経験があり、「包括的な相談支援体制の充実」は重要だと思う。その当時、親の通所先職員からの助言で救われたため、家族支援が大切である。</p>	<p>区では、これまで各分野の専門性を活かした相談支援体制を充実してきましたが、ダブルケアに代表されるように複合的な課題が増えており、相談者とその家族が抱える課題に対して適切な支援につなげるように、行政だけでなく専門職や関係団体等との分野横断的な連携を強化してまいります。</p>
<p>「障害者の相談支援体制の充実」として在宅介護支援センターを拠点とするのであれば、保健師、心理士、精神保健福祉士等に常駐してもらいたい。</p>	<p>障害のある人が安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、「障害者の相談支援体制の充実」として、相談員の専門性をより高めていくことは重要なことと考えています。在宅介護支援センターを含め、相談支援事業所の拡充を図ってまいります。</p>
<p>「発達障害思春期サポート」を重点施策としてとりあげていただき、感謝する。スタッフとして手伝いながら利用している。</p>	<p>発達障害・思春期サポート事業について、日頃ご協力いただきまして、ありがとうございます。重点施策である「障害者の相談支援体制の充実」を図るための具体策として、引き続き実施してまいります。</p>

ご意見(一部要約)	区の考え方
<p>P56 3)【具体策】 在宅介護支援センターで障害者の相談支援を行なう件については、障害者福祉課が、地域自立支援協議会や障害者団体、障害当事者に諮りもせず、勝手に提案してきて「平成31年度の実施を目指す」としていました。一度大々的に掲げておいて、あとになって関係団体等に対してヒアリング等を実施していますが、順番が逆で、「結局は実施ありきで、ヒアリングなんてしよせん形式だけの免罪符なのでは」と思われます。こういった当事者軽視の、課主導のやり方には本当に違和感があります。「障害者にはこういう仕組みがいいだろう」という品川区のお仕着せのシステムに、当事者は本当に振り回されてきました。計画もそうですが、いかに当事者の声を聞いて、その意見を反映させるかが重要です。今後もこのような課による暴走が起きないように、戒めをこめた計画にしてください。</p>	<p>ご意見として承ります。 本計画は、地区懇談会、策定委員会、区民アンケート等で多くの方からいただいた意見を反映し、策定してまいりました。引き続き地域の方々と推進してまいります。</p>
<p>P56 3)【具体策】 在宅介護支援センターで障害者の相談支援を行なう案について、課はよく「障害者の高齢化」を理由にしますが、若い世代の障害者もたくさんいます。それは、障害児通所支援の受給者証所持者が年々増えていることから明白です。高齢障害者の相談支援を在宅介護支援センターで担うのは理解できても、20代の若い障害者までもそこに任せるのは無理があると思います。相談支援の事業所が増えるのは良いことですが、まずは相談支援の実績のある民間などの事業所を誘致することが先決です。区は民間を入れることについて、なぜこうも消極的なのでしょう。消極的でないのなら、具体策には在宅介護支援センター頼りの案だけではなく、民間事業所の誘致についても併せて記載してください。</p>	<p>ご意見として承ります。 【地域福祉計画の位置付け】に基づき検討した結果、掲載する予定はございません。</p>
<p>P56 3)【具体策】 区の資料によると、在宅介護支援センターで障害者の相談支援を担う場合、またも地域割で行うことを想定しているように見受けられます。地域割をセーフティネットとして設定するのはいいですが、「相談支援事業所が自由に選べない」となると大いに問題です。障害者にも選択の自由はあるべきです。相談支援事業所の絶対数が増えるだけでなく、当事者が自分に合った事業所を選べるようになるべきだと思います。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

ご意見(一部要約)	区の考え方
<p>P56 3)【具体策】 療育支援体制の強化について、冊子2点の作成と配布を挙げていますが、それ以前に、障害児相談支援の体制が整っていないことの改善についての具体策を明記してください。冊子の作成と配布で療育支援体制が強化できるとは到底思えません。療育支援のベースとなる障害児相談支援なくして、体制強化はありえません。多いところでは数十カ所の障害児相談支援事業所を有する区もあるのに、未だに区の障害者福祉課のみが障害児相談支援を担っている区は、23区でも品川区だけではないですか。国は「平成26年度までにすべての対象者に実施」としているのに、平成30年度末になっても、うちの障害児には障害児相談支援が実施されていません。品川区は国の言うこともきちんと実施できない自治体なのですか。障害者福祉課の職員2～3名で、数百人いる対象児の相談支援を適正に行うことなど到底無理です。この事態が、どれだけ区内在住の障害児にとって不利益になっているか、区は本当に理解できているのでしょうか。ここを改善するつもりがあるなら、きちんと本計画に具体策として掲載してください。品川区では「冊子を作って配ります」で改善策とするのが常態化していますが、それ以前の体制が整っていないのですから、冊子の作成・配布で改善できる問題ではありません。これ以上障害児のいる家庭をいじめるのはやめてください。品川区のやり方には本当に困らされています。迷惑です。</p>	<p>No.42～45のご指摘を受けて、文面を一部修正いたします。</p>
<p>P56 3)【具体策】 療育支援体制の強化について、冊子2点の作成と配布を挙げていますが、ここは「障害者の相談支援体制の充実」(重点)の施策なのですから、冊子云々ではなく、相談支援の具体策について書くべきだと思います。それとも、品川区での障害児の相談支援体制の充実・強化は「冊子の作成・配布・活用」のかたちで行うということを示しているのでしょうか。</p>	<p>No.42～45のご指摘を受けて、文面を一部修正いたします。</p>
<p>P56 3)【具体策】 「障害児の発達状況や生活状況、医療や福祉情報等を保護者が記録できる『しながわっこのサポートブック』の活用も周知しています」とありますが、障害児のいる我が家は配布されたこともなければ見たこともないので、「周知しています」という言い回しに違和感があります。その書き方で問題ないのであれば、どういう方法で周知してきたのか具体的にお教えてください。</p>	<p>No.42～45のご指摘を受けて、文面を一部修正いたします。 なお、「しながわっこのサポートブック」については、必要な方にお届けできるよう、さらなる周知を検討してまいります。</p>
<p>P56 3)【具体策】 「配布しています」「周知しています」と既にできていることを書くのではなく、障害児相談支援という現在適正実施ができていない自治体としての必須事項があるのですから、それを適正実施するための具体策を書くべきだと思います。現状では、この具体策は「これまでやってきた作成・配布・周知の継続のみ」と読み取れ、タイトルの「療育支援体制の強化」の「強化」の文言に対応していないように思います。</p>	<p>No.42～45のご指摘を受けて、文面を一部修正いたします。</p>

ご意見(一部要約)	区の考え方
<p>P56 3)【具体策】 療育支援体制の強化とありますが、品川区では、障害者福祉課が区内で唯一稼働している障害児相談支援事業所であるのに、障害児の相談体制が十分ではなく、放課後等デイサービスを利用したいという保護者に対し「皆さん月10日でお使いいただいています」といって子どもの状態を見ずに日数を指定してきたり、「放課後等デイサービスは月10日まで。それ以上利用したい人は、日中一時支援を検討して」といってまったく役割の違う日中一時支援に誘導したり、人員不足により障害児相談支援のサービス担当者会議が実施されないなどの事態が常態化しています。こういうことが起きているのは、療育支援体制の根幹にあるべきはずの障害児相談支援が適正に行われていないことが原因です。また、障害児相談支援がこの状況であるのに加え、区が要綱で放課後等デイサービスの支給日数を「基本月10日」としていることも「放課後等デイサービスガイドライン」違反であり、適正な相談支援の実施を拒む大きな要因になっています。要綱だけ改正しても、また障害児相談支援体制だけは正しても意味がありません。その両方を改正し、正しい相談支援が実施できるようにしてください。</p>	<p>ご意見として承ります。 【地域福祉計画の位置付け】に基づき検討した結果、掲載する予定はございません。</p>
<p>P56 3)【具体策】 具体策「地域生活支援拠点の整備」の「地域の社会資源を活かした居住支援のための機能の面的整備を推進し、地域生活支援拠点機能の構築を図ります」が、具体的に何をどう指しているのかがわかりません。誰が読んでもわかるよう、もう少し具体的な内容に書き直してください。</p>	<p>ご指摘を受けて、文面を一部修正いたします。</p>
<p>P56 3)【具体策】 「地域生活支援拠点の整備」とありますが、東京都福祉保健局の資料によると、品川区の共同生活援助(グループホーム)の定員数は、人口1万人当たり1.7の数値で、23区では千代田区に続いて二番目の少なさになっています。本計画策定の趣旨として「住み慣れた地域で安心して暮らしていくことをめざす」とするならば、グループホームの増設は必須と思われる。「障害者グループホーム等整備費補助事業」の実施をもっても増えないのであれば、PDCAにのっとり、補助金額の見直しや周知方法、また他の手立てについても検討すべきと思われます。「地域生活支援拠点の整備」にグループホームも含まれるのであれば、具体策に記載してください。方向性(3)に含まれるのであれば、そちらに記載してください。</p>	<p>ご意見として承ります。 【地域福祉計画の位置付け】に基づき検討した結果、掲載する予定はございません。</p>
<p>発達障害という言葉が、一般的にも少しずつ認知されてきているが、義務教育の段階で発達障害かどうかという認識や判断がないままに高校や大学、社会人になってから気づく例も多数あると思われる。発達障害と気が付かないまま生きづらさを抱えて引きこもりになったり、社会に適応できなくなってしまうのは、社会にとって大きな損失になる。 区内には、頑張っているNPO団体もあるが、施設やスタッフの質も量も不足しており、区としての支援も他の行政と比べて十分とはいえない。 若者たちに対して、自分の居場所や進む道を見つけられるような行政の応援体制支援を充実させていただきたい。</p>	<p>若者たちへの支援体制につきましては、居場所機能や総合相談をはじめ、社会参加の機会の確保など、今後も充実するよう努めてまいります。 なお、発達障害に特化した支援としては、療育事業から始まり、保護者からの相談や本人達の居場所・活動を支援する思春期サポート事業を実施してまいりました。また、「ふらーす」においては、成人期に初めて障害に気づいた方等からの相談や就労支援等の事業を展開しております。</p>

ご意見(一部要約)	区の考え方
<p>青物横丁駅前交差点の歩道橋を撤去して歩車分離交差点にしてほしい。</p>	<p>ご意見の内容については、これまで様々な場面で要望をいただいております。区から、管轄する国土交通省東京国道事務所へ伝えたところ、「歩道橋の撤去は難しいが、安全安心な通行の確保に善処する」旨の回答をいただいております。今回もご意見として承ります。</p>
<p>発達障害の認知は少しずつ広がっているようではあるが、実態の理解はまだ未だである。適切な支援があれば能力を発揮でき、社会にも貢献できるはずの発達障害者当事者が、十分に活用されないまま埋没されてしまうことは残念であり、不経済と言え。これまで見過ごされてきた発達障害者への支援は欠かせないし、今後ますます拡大されていかなければならず、特に10代、20代に対する支援は重要だ。教育の重要性、育成することの大切さは理解できるし、共感する。このような支援こそ行政が責任を持つべきではないか。</p>	<p>大切なご意見と認識しており、「障害者の相談支援体制の充実」を図りつつ、推進してまいります。なお、今後、発達障害の方への相談支援の充実を検討してまいります。</p>
<p>P62 【具体策】 具体策の例として、障害者就労支援センターの記載しかありません。P47では地域生活支援事業の記載がありますが、東京都福祉保健局の資料によると、品川区は生活介護・機能訓練・生活訓練・就労移行・就労継続A・就労継続Bの合計定員数の人口1万人当たりの数が19.2で、23区でもっとも少ない結果になっています。品川区では、就労継続Bに通える能力のある方が、自力通所が困難という理由で生活介護を利用せざるを得ないケースがあります。そういった方が就労継続Bに通えるような手立てを講じることで、ゆくゆくは就労へ移行していくことも可能と思われ。就労支援ももちろん大事ですが、就労に移行する前段階として、就労継続A・就労継続B等の事業所を増やす、また移動支援の通所利用を可能にするなどの具体策も記してください。</p>	<p>ご意見として承ります。掲載する予定はございませんが、事業を推進していく中で検討してまいります。</p>
<p>P63 コラム 保護司の「日々地域を見守ってくれています」の表現は適切でしょうか。</p>	<p>ご指摘を受けて、文面を一部修正いたします。</p>
<p>P64 方向性(5)【具体策】 すけっと品川養成講座について、ネットで検索しましたが、十分な情報が得られませんでした。「開催を支援しています」ということは、区からある程度の金銭的な支援があるのでしょうかから、支援する以上、また「新たな福祉の担い手の確保に努めていきます」というのであれば、実施主体側のホームページ等で十分な情報提供や告知をするよう、先方にその旨きちんと伝えてください。現状のやり方では担い手が増えないのであれば、漫然と行わず、PDCAにのっとって改善を行なう必要があると思います。</p>	<p>これまで行っていた区報、ちらし配布に加えて、さらに情報発信を強化していけるよう、実施主体へご意見をお伝えさせていただきます。</p>

ご意見(一部要約)	区の考え方
<p>P64に「制度の狭間」とありますが、すまいるスクールでは、小学校4年生以上になると午後6時以降の利用ができません。障害児の放課後等デイサービスや日中一時支援の対象ではないが、一人での下校・留守番が難しい児童などの場合、保護者の就労時間の見直しが必要になります。また、すまいるスクールでは、発達気になる児童に対する職員の対応が適切でないケースが散見されます。支援学校や放課後等デイサービスを利用するような障害児でなく、かといって健常児と同様の支援では難しい児童が、すまいるスクールの「制度の狭間」に陥りがちです。そういった子どもたちの支援について、計画に記載してください。</p>	<p>既存の制度では対応が難しい「制度の狭間」の問題については、生活支援等福祉サービスの充実という観点から、行政のみで対応するものだけでなく、民間事業者やその他団体との協力・連携により図っていくものと考えております。今後もP 64に記載のとおり関係機関と地域の方との連携を図ってまいります。</p>
<p>5. 第4章について</p> <p>巻末にPDCAについての記載がありますが、本素案の内容からは、「PDCAの結果から、ここをこう改善する」というものが見えてきません。巻末でPDCAの図解をつけて説明するだけで終わらず、本計画を作成するに当たり、一つ一つの項目で、PDCAの評価結果をどう踏まえ、どう改善案(具体策)を講じたのかがわかるような記載にしてください。</p>	<p>地域福祉計画を推進する中で、関係機関等と検討してまいります。</p>
<p>6. その他</p> <p>区民アンケートおよび専門職アンケートの結果は公開されているのでしょうか。アンケート結果を公開する場合は、区のホームページ上で、自由意見も含めて、回答のすべてを公開してください。</p>	<p>アンケート結果については、第1回品川区地域福祉計画策定委員会の資料として公開しています。ただし、個人や団体を想定できる内容も含まれているため、一部の掲載とさせていただきます。</p>
<p>パブリックコメントの結果公表では、意見の本文を要約せず、送付されてきたままを載せてください。「障害福祉計画・障害児福祉計画」の結果公表では、当初要約した意見が掲載されましたが、のちに地域自立支援協議会の委員あるいは他の方からの指示があったのか、再度原文のままで作成し直されました。本計画でも、送付された意見の本文を担当課で勝手に要約せず、送付者の意向を尊重して、原文のまま載せてください。</p>	<p>全文を載せることで、ご趣旨が伝わりにくくなることもあるため、一部要約して掲載させていただきます。</p> <p>なお、本ご意見送付の方からのご意見については、ご意向のとおり原文を掲載させていただきます。</p>
<p>渋谷区では、介護保険の要支援・要介護認定を受けた人に、協力店で利用できる食事券を販売しています。1冊(10枚綴り)で、2,500円分が1,000円で購入できるそうです。高齢者が「住み慣れた地域で安心して暮らしていく」ため、品川区でも同様のサービスを検討してください。こういう仕組みは、地域の商店の活性化にもつながり、結果的にまちが元気になる一助になると思います。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

ご意見(一部要約)	区の考え方
<p>計画策定の趣旨として「住み慣れた地域で安心して暮らしていく」とありますが、東京都福祉保健局の資料によると、品川区の重度訪問介護の利用者一人当たりの月間サービス量は125.5時間で、23区でもっとも少ない値です(23区平均は265.2時間)。この時間数では重度の障害をもつ人が「住み慣れた地域で安心して暮らしていく」のは困難です。品川区の支給決定基準の要綱では、重度訪問介護は1日当たり8～10時間が上限基準量となっており、これは地域自立支援協議会でも問題になっています。「上限を超えて支給されている人もいる」と区は説明しますが、そもそもこういった上限を設けていること自体が問題です。また、支給決定以前の段階として、相談支援の場で相談支援員によってサービス量が絞り込まれるという話も耳にします。「住み慣れた地域で安心して暮らしていく」ために、重度訪問介護やその他サービスの支給決定基準と相談支援のあり方の見直しを計画に盛り込んでください。</p>	<p>ご意見として承ります。掲載する予定はございませんが、事業を進める中で検討してまいります。</p>
<p>計画策定の趣旨として「住み慣れた地域で安心して暮らしていく」とありますが、東京都福祉保健局の資料によると、品川区の居宅介護の利用者一人当たりの月間サービス量は12.7時間で、23区で二番目に少ない値です。また、身体・知的・精神の手帳保持者で居宅介護を利用している人の割合は1.06%で、23区でもっとも少ない値でした。品川区の手帳保持者の割合は、23区平均をやや下回る程度で、決して障害者が少ないわけではありません。障害者の居宅介護の利用率が低く、かつ利用者が非常に少ない時間数しか使っていないことの原因として、①サービスの周知不足、②相談支援時の記載量and/ or支給決定時の支給量の絞り込み、③居宅介護の事業所およびヘルパー不足、の3つが挙げられると思います。「住み慣れた地域で安心して暮らしていく」ために、ここの改善についての方策を計画に盛り込んでください。</p>	<p>ご意見として承ります。掲載する予定はございませんが、事業を進める中で検討してまいります。</p>
<p>障害者にかかわる支援者不足が、障害者の自立を阻んでいる。P19区民アンケート結果を見ると、活動していない人と回答した人の中で15パーセントの方が活動してみたいと回答している。シルバー大学や町会で、障害者とつながれる機会(たとえば、移動支援の従業者になりませんか、施設で活動してみませんか)の提供を考えてもらえないか。</p>	<p>地域活動の参加者を増やしていくことは地域福祉における大変重要な継続課題だと認識しており、地域の方の理解と協力が不可欠なものと考えております。そのためには、一定の時間がかかるものだと思いますので、現在活動に参加いただいている方には継続して携わっていただけるように、また、新たな参加者を増やしていくことを引き続き検討してまいります。</p>
<p>発達障害の子が現在小学生で、学校では特別支援教室等での支援を受けられている。同じ学校でも特別支援教室を利用する子が増えており、発達障害が早期にわかって支援を受けられるのは大変なことだと考える。これだけ発達障害を持つ子が多くなっている現状があるので、義務教育終了後また成人後もこの子たちが住み慣れた品川でサポートを受け安心して暮らし続けられるよう、質・量ともに充実した福祉を望む。</p>	<p>ありがとうございます。なお、今後も発達障害を持つ子が安心して暮らしていけるよう質・量とも充実を図ってまいります。</p>

ご意見(一部要約)	区の考え方
<p>障害のある方で、品川区内のグループホームに空きがなく、栃木や青森などの遠方で暮らすことを余儀なくされている人たちを、どのようにして住み慣れた品川に戻すかの方策を示してください。地方で暮らさざるをえない人たちをカウントから外すのはやめてください。</p>	<p>ご意見として承ります。掲載する予定はございませんが、事業を進める中で検討してまいります。</p>
<p>本計画の区民向け説明会を実施してください。多くの自治体で行われています。障害のある方、高齢の方など、これだけのページ数のある計画を読むことに困難を感じる方が多くいます。「やさしさと支え合いのまち」を目指すなら、「読めない人はしょうがないね」として置き去りにするのではなく、わかりやすい言葉で(手話通訳も実施して)本計画を紹介する説明会を複数回実施してください。区で策定する他のどの計画よりも、本計画がその性質上、もっとも区民向け説明会を実施すべき内容のものだと思います。</p>	<p>策定にあたっては、支え愛活動会議の委員を中心とした地区懇談会を区内全13地区で開催し、いただいたご意見に沿って一部修正も行いました。今後も、地域福祉計画の普及に向け広く周知を図ってまいります。</p>